

宮代町最低制限価格制度実施要領

令和8年3月30日

訓令第4号

宮代町設計委託最低制限価格実施要領（令和6年6月1日）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要領は、宮代町が発注する建設工事又は建設工事に係る設計・調査・測量業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る入札を執行するにあたり、最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）最低制限価格 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（地方自治法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により定める価格をいう。
- （2）競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。

（適用対象）

第3条 最低制限価格制度の対象は、建設工事等に係る競争入札とする。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

- （1）総合評価方式により実施する競争入札
- （2）単価契約による競争入札
- （3）最低制限価格を設ける対象として適切でないと町長が認める場合

（最低制限価格の設定方法）

第4条 最低制限価格は、別表に掲げる業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表1から4に掲げる額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の合計に100分の110を乗じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額が次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。

- （1）建設工事 その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。
- （2）測量設計 その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。
- （3）建築関係の建設コンサルタント業務 その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。

- (4) 土木関係の建設コンサルタント業務 その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。
- (5) 地質調査業務 その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、当該予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。
- (6) 補償関係コンサルタント業務 その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は、対象となる予定価格において、次の各号に掲げる範囲の中で最低制限価格を設定することができる。

- (1) 建設工事 10分の7.5から10分の9.2まで
- (2) 測量業務 10分の6から10分の8.2まで
- (3) 建築関係の建設コンサルト業務 10分の6から10分の8.1まで
- (4) 土木関係の建設コンサルト業務 10分の6から10分の8.1まで
- (5) 地質調査業務 3分の2から10分の8.5まで
- (6) 補償関係コンサルト業務 10分の6から10分の8.1まで

(入札参加者への周知)

第5条 入札の執行に当たっては、入札公告又は入札指名通知に最低制限価格を設けた旨を記載するものとする。

(予定価格の様式への最低制限価格の記載)

第6条 予定価格の様式には、最低制限価格を明記するものとする。

(落札者の決定)

第7条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をしたもののうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

2 落札者が複数ある場合、落札者の決定は、くじによるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に公告または指名通知を行う入札から適用する。

別表（第4条関係）

業種区分	1	2	3	4
建設工事	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

注1 土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務においては、使用する積算基準書等の体系により上段又は下段を使い分ける。

注2 別表に掲げる額は、円未満を切り捨てた額とする。

注3 複数の業種を一括して発注する場合の第4条第1項第1号の合計額は、それぞれの業務の業種区分の項を一括して合計した金額とする。

注 4 地質調査業務の解析等調査業務費が建設コンサルタント業務の積算方法による場合であっても地質調査業務の項 3 の欄に規定する額によって算出する。